

14. 会計年度の設定に決まりはありますか？

会計年度は自由に設定することができます。NPO 法人は 3 月決算にするところが多いですが、3 月決算にすると、知り合いの税理士などに相談する場合には、繁忙期のため十分な時間が取れなくなるといったデメリットがあるかもしれません。

税理士は、一般的には、年末調整のある 12 月、法定調書の提出がある 1 月、確定申告のある 2 月～3 月 15 日まで、3 月決算の会社の法人税の申告期限である 5 月などが繁忙期になります。